



重要

健消理指 K20-200号  
2020年 8月 5日 (水)

会員 代表者各位



健康関連取引適正事業団

事務局



## 医薬品の転売禁止について 注意喚起情報

—大阪府・吉村知事のコメントに対する注意点—

医薬品（ポビドンヨード成分のうがい薬）の効果を表わすような表現を用いた大阪府の吉村知事の発言が大反響となり、コメントから直ぐにドラックストア又は、ネットの通信販売等で、品不足現象が起こっており、問題視されております。

当然ながら、厚生労働省もポビドンヨード成分のうがい薬の新型コロナウイルス予防に対する効能・効果は、時期尚早と注意喚起を行っております。

そのような中、色々なオークションサイトでの医薬品（ポビドンヨード成分のうがい薬）転売行為が横行しているようですが、医薬品の転売行為は、医薬品・医療機器等法第24条第1項に規制するように、医薬品の販売許可を受けない者が転売する行為は、医薬品・医療機器等法違反となり、「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又は、これを併科する」とした罰則となり、通報等により検挙・摘発事案となります。

先に指導通達（下記の古物商の許可）した通り、本行為も知らなかつたという問題にはなりませんので、会員各位にも知識教授として指導通達致します。

当然ながら、医薬品は無論のこと、管理医療機器（医療機器）等の販売においても医薬品・医療機器等法上、管理医療機器業の届出（管理医療機器業販売管理者）が必要です。

個人的に個人輸入した医薬品、化粧品（海外製）も届け出が必要ですので、認識して頂きたい。

## 如何なる事情でも古物商の許可を得ない商品の転売行為は違反行為

ボランティア行為又は、寄付行為でも、中古品（未使用の「アベノマスク」でも一端消費者を経由すれば未使用での中古品）を取り扱う場合は、商取引（営業）行為とみなし、古物営業法の無許可行為（違反行為）となります。

また、健取団会員内のイベント販売（宣伝講習販売、集いなどの特販等）又は、戸別訪問販売で、無許可で「アベノマスク」などの品と、サービス券（金券含）、商品割引券などと交換しないよう指導通達致します。

### 【古物営業法の無許可での違反行為になると・・・】

1. 無許可営業は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金又は、これを併科する。  
他にも行政処分もある。
2. 管轄は本社を管轄する所轄警察署・生活安全課であり、支店又は、営業所がある場合は、その拠点においても、古物商許可申請を行い、古物商許可証を取得しなければならない。
3. 今後諸対応又は、ネット通販にも共通するため、興味のある会員又は、今後検討したいと思われた会員は本社を管轄する最寄りの所轄警察署・生活安全課に出向き、相談して頂きたい。  
因みに、許可申請手数料は19,000円にて、許可証の交付は概ね40日前後となるようです。
4. 営業所が本社のみで、営業所が日本全国又は、同じ都道府県内に無い場合は、全国どこでも古物商許可証が通用する。
5. これが仮に医療施設又は、福祉施設などに無償でのボランティアとして提供したとしても違反行為であることを認識して頂きたい。